

帰任時の現地人民元預金の海外送金と納税書類

中国赴任期間中に現地法人から人民元で支給をうけた給与は、自宅に「算筒預金」をしていない限りは中国の銀行に預金されておられるかと思いますが、親会社からの辞令により、中国での赴任を終えて泣く泣く日本に帰国される際に中国の銀行にあるこのお金はどうされていますでしょうか？

帰任後も中国に出張で来られる機会の多い方はそのまま口座に残しておくという方もいらっしゃいますが、多くの方はそれを日本の自分の口座に外貨で送金して中国での口座を閉鎖して帰国される方が多いのではないかと思います。今回は中国で稼得した人民元の海外送金についてご案内します。

1. 送金手続き時に必ず必要な「納付書」・「完税証明書」

中国国内で就労したことにより稼得した人民元を、海外送金する際に必要となるのが、「個人所得納付書」又は「完税証明書」です。

これらの書類は、皆さんが赴任中に毎月個人所得税を納税した際に発行される「納付書」、または、税務局から送達されるか自己申請により発行をしてもらう「完税証明書」を言います。

中国から海外への送金は外貨管理法で厳しく制限・管理がされていますが、皆さんが中国国内で就労することで得た給与等については、給与所得として個人所得税の課税対象としている金額までは、正しく納税していることを証する納付書又は完税証明書を提出することにより、国外への外貨送金を行うことができます。

2. 納付書又は完税証明書の取得

天津では、赴任時に外国人個人単位で税籍登記を行い、各人ごとに納税番号が割り当てられます。このように納税者個人単位で単独管理している地域では、申告納税の際に所属現地会社名と個人名を併記した納付書を銀行より取得することができるため、当該「納付書」原本を海外送金時の提出書類とすることができます。

一方、北京では、個人所得税税籍登録を行わず、各人単位での単独管理を行わない地域もあります。単独管理を行わない地域では、一般的に毎月の申告時に会社名義の納付書1枚で複数従業員分の個人所得税の納税が行われ、個人名が記載された納付書を取得することができません。きません。

このような場合、税務局窓口で個別申請により「完税証明書」を取得することになります。(なお、地域によっては、年1回源泉徴収義務者である会社宛に各人の「完税証明書」が送付されることもあります。)

3. まとめ

これらの納税証憑書類がない場合、中国就労中に貯めた人民元預金を海外送金することができなくなりますので、これらの書類の管理には気をつけましょう。

また、中国現地法人駐在者の中国税金を会社負担している場合には、納付書類は会社の会計記帳の原始証憑として現地法人にて保管されている場合や、外部代理業者に委託して日本親会社が税負担をしている場合には、これらの納付書類が日本親会社の財務部や人事部で保管されているケースも考えられますので、ご自身の個人所得納付書がどこに保管されているはあらかじめご確認されておいた方がよいでしょう。(完)